

国海安第141号
国海查第308号
令和元年12月18日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会

専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
森 有司



国土交通省海事局検査測度課長
石原 典雄



船舶設備規程等の一部改正について（通知）

船舶設備規程等の一部改正が令和元年12月16日に公布されましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

船舶設備規程等の一部改正について

1. 改正の経緯

今般、国際海事機関（以下「IMO」という。）において、旅客船及び貨物船の安全性の向上等を目的とした、1974年の海上における人命の安全のための国際条約の改正案が採択され、同条約は令和2年1月1日に発効予定である。我が国においても同条約の改正内容等を担保するため、船舶設備規程（昭和9年通信省令第6号）等において所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 回転翼航空機（ヘリコプター）設備を有する船舶の防火・消防要件の新設
暴露甲板上にヘリコプターが発着できる場所を有する船舶を対象として、当該甲板からの火災の拡大を抑えるため、専用の泡消火装置等の備付けを義務化する。
- ② 新しいGMDSS無線設備の追加
GMDSS無線として、従来のインマルサット衛星による無線設備に加えて、IMOにおいて認められた衛星による無線設備を使用できるよう措置する。
- ③ 非常配置表及び操練の追加
旅客船を対象として、船舶の損傷制御を担当する海員を非常配置表に定めるよう措置するとともに、損傷時における復原性確保のために必要な措置として損傷制御操練を新たに追加する。
- ④ 損傷時復原性要件の見直し
旅客船を対象として、損傷時復原性要件のうち、要求区画指数の値を強化する。
- ⑤ 復原性計算機の搭載義務船舶の拡大
3以上の主垂直区域を有する又は船の長さが120m以上の国際航海に従事する旅客船を対象として、建造時期にかかわらず、復原性計算機の設置又は陸上からの支援措置の実施を義務化する。
- ⑥ 防火窓の要件の明確化
36人以下の旅客を運送する旅客船を対象として、脱出経路に設ける防火窓の要件を緩和する。
- ⑦ その他
自動車運搬船の定義の明確化等その他所要の改正を行う。

3. 改正予定法令

- 船舶設備規程（①②関係）
- 船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）（③関係）
- 船舶区画規程（昭和27年運輸省令第97号）（④⑤関係）
- 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）（②関係）
- 船舶消防設備規則（昭和40年運輸省令第37号）（①関係）
- 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）（②関係）
- 船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）（①⑥関係）

4. 今後の予定

公 布 : 令和元年12月16日
施 行 : 令和2年1月1日

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二項並びに第二十九条ノ八並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第十四条の三の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年遞信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改 正 後

(回転翼航空機着船区域等)

第一百二十二条の八 国際航海に従事する船の長さが一三〇メートル以上のロールオン・ロールオフ旅客船には、暴露甲板上に回転翼航空機着船区域（回転翼航空機が一時的に着船することのできる区域をいう。）を設けなければならない。

2 国際航海に従事する船の長さが一三〇メートル未満のロールオン・ロールオフ旅客船及び国際航海に従事しないロールオン・ロールオフ旅客船であつて遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものには、暴露甲板上に回転翼航空機つり上げ区域（回転翼航空機が上空から乗船者又は物品をつり上げることのできる区域をいう。）を設けなければならない。

(デジタル選択呼出装置)

第一百四十六条の三十八の二 (略)

2 A4水域又はA3水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するHFデジタル選択呼出装置（HFで運用するデジタル選択呼出装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、第三百十一条の二十二第一項第二号の規定によりインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信（以下「インマルサット等直接印刷電信」という。）又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話（以下「インマルサット等無線電話」という。）を備えた船舶及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(デジタル選択呼出装置)

第一百四十六条の三十八の四 (略)

改 正 前

(回転翼航空機着船場所等)

第一百二十二条の八 国際航海に従事する船の長さが一三〇メートル以上のロールオン・ロールオフ旅客船には、暴露甲板上に回転翼航空機が着船して救助を行うことができる空間を確保しなければならない。

2 国際航海に従事する船の長さが一三〇メートル未満のロールオン・ロールオフ旅客船及び国際航海に従事しないロールオン・ロールオフ旅客船であつて遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものには、暴露甲板上に回転翼航空機が上空から救助を行うことができる空間を確保しなければならない。

(デジタル選択呼出装置)

第一百四十六条の三十八の二 (略)

2 A4水域又はA3水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するHFデジタル選択呼出装置（HFで運用するデジタル選択呼出装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、第三百十一条の二十二第二号の規定によりインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信又はインマルサット無線電話を備えた船舶及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(デジタル選択呼出装置)

第一百四十六条の三十八の四 (略)

2 A4水域又はA3水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するHFデジタル選択呼出聴守装置(HFで運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。以下同じ。)を備えなければならぬ。ただし、第三百十一条の二十二第一項第二号の規定によりインマルサット等直接印刷電信又はインマルサット等無線電話を備えた船舶及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(非常電源)

(略)

第二百九十九条

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備(A2水域及びA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、A1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。)に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一(六)(略)

七 インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話

八 (略)

九 船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話

二 (略)

十(四十一)(略)

3(6)(略)

(補助電源)

2 A4水域又はA3水域を航行する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合するHFデジタル選択呼出聴守装置(HFで運用するデジタル選択呼出聴守装置をいう。以下同じ。)を備えなければならぬ。ただし、第三百十一条の二十二第二号の規定によりインマルサット直接印刷電信又はインマルサット無線電話を備えた船舶及び管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(非常電源)

(略)

第二百九十九条

2 前項の規定により備える非常電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備(A2水域及びA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)にあつては第七号及び第八号に掲げる設備、A1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶にあつては第六号から第八号までに掲げる設備を除く。)に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一(六)(略)

七 インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話

八 (略)

九 船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話

二 (略)

十(四十一)(略)

3(6)(略)

(補助電源)

第三百一条の二の二 (略)

2 前項の規定により備える補助電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（A₂水域又はA₁水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A₁水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第三号及び第四号に掲げる設備、A₁水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第三号及び第四号に掲げる設備、A₁水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第二号から第四号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一・二 (略)

三 インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話

四 (略)

五 船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話

二 (略)

六 (略)

3 (略)

(適用範囲)

第三百二条の十四 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船（貨物船のうち、ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として積載するように設計された船舶をいう。）の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。

(無線電信等の施設)

第三百十一条の二十二 船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等（法第四条第一項の「無線電信等」）をいう。以

第三百一条の二の二 (略)

2 前項の規定により備える補助電源は、当該船舶に備える次に掲げる設備（A₂水域又はA₁水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶（A₁水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）にあつては第三号及び第四号に掲げる設備、A₁水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶にあつては第二号から第四号までに掲げる設備を除く。）に対し給電することができるものであり、かつ、当該設備のうち管海官庁が指定するものを同時に作動させるために十分な容量を有するものでなければならない。

一・二 (略)

三 インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話

四 (略)

五 船舶安全法施行規則第六十条の六の予備の無線設備であつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話

二 (略)

六 (略)

3 (略)

(適用範囲)

第三百二条の十四 燃料電池自動車等を積載する自動車運搬船（貨物船のうち、二層以上のロールオン・ロールオフ貨物区域を有し、かつ、専ら自動車のみを貨物として積載するように設計された船舶をいう。）の電気設備については、第一章から第六章までの規定によるほか、この章の定めるところによる。

(無線電信等の施設)

第三百十一条の二十二 船舶には、その航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる無線電信等（法第四条第一項の「無線電信等」）をいう。以

下同じ。) を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

二 A3水域、A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)

区分	無線電話等
(略)	(略)
備考	(略)
三 A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)	国際航海旅客船等以外の船舶 イ (1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (略) インマルサット等直接印刷電信 (4)(3)(1)等 インマルサット等直接印刷電信 インマルサット等無線電話 ロ・ハ (略)

下同じ。) を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

二 A3水域、A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)

区分	無線電話等
(略)	(略)
備考	(略)
三 A2水域又はA1水域のみ(湖川を含む。)を航行する船舶(A1水域のみ(湖川を含む。)を航行するものを除く。)	国際航海旅客船等以外の船舶 イ (1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (略) インマルサット等直接印刷電信 (4)(3)(1)等 インマルサット等無線電話 ロ・ハ (略)

備考

一 MF無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット等直接印刷電信、インマルサット等無線電話、MF直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）又は告示で定める無線電信等であつて常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの（以下「一般通信用無線電信等」という。）（国際航海旅客船等にあつては、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット等直接印刷電信、インマルサット等無線電話又はMF直接印刷電信に限る。）を備えなければならない。

2
3
四・五
（略）

備考

一 MF無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット直接印刷電信、インマルサット無線電話、MF直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）又は告示で定める無線電信等であつて常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるもの（以下「一般通信用無線電信等」という。）（国際航海旅客船等にあつては、HF直接印刷電信、HF無線電話、インマルサット直接印刷電信、インマルサット無線電話又はMF直接印刷電信に限る。）を備えなければならない。

2
3
四・五
（略）

(船員法施行規則の一部改正)

第二条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改 正 後

(非常配置表)

第三条の三 (略)

- ② 非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。
- 一 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するためには必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業及び旅客船にあつては、復原性計算機の利用、損傷制御用クロス連結管の操作その他の損傷時における船舶の復原性を確保するために必要な作業

二～六 (略)
③～⑦ (略)

(操練)

- 第三条の四 前条第一項各号に掲げる船舶における法第十四条の三第二項の非常の場合のために必要な海員に対する操練は、非常配置表に定めるところにより海員をその配置につかせるほか、次に掲げるところにより実施しなければならない。

一～六 (略)

- 七 損傷制御操練 旅客船にあつては、前各号に掲げるところによるほか、復原性計算機の利用、損傷制御用クロス連結管の操作その他の損傷時における船舶の復原性を確保するために必要な作業を行うこと。

八 (略)

- ② 前項の船舶のうち、旅客船（国内各港間のみを航海する旅客船及び特定高速船を除く。）においては少なくとも毎週一回、旅客船である

特定高速船においては一週間を超えない間隔で、旅客船以外の船舶である特定高速船においては一月を超えない間隔で、これら以外の船舶においては少なくとも毎月一回、海員に対する操練（膨脹式救命いか

改 正 前

(非常配置表)

第三条の三 (略)

- ② 非常配置表には、次に掲げる非常の場合における作業について海員の配置を定めなければならない。
- 一 水密戸、弁、舷窓その他の水密を保持するためには必要な閉鎖装置の閉鎖、排水その他の防水作業

二～六 (略)
③～⑦ (略)

(操練)

- 第三条の四 前条第一項各号に掲げる船舶における法第十四条の三第二項の非常の場合のために必要な海員に対する操練は、非常配置表に定めるところにより海員をその配置につかせるほか、次に掲げるところにより実施しなければならない。

一～六 (略)

(新設)

- ② 前項の船舶のうち、旅客船（国内各港間のみを航海する旅客船及び特定高速船を除く。）においては少なくとも毎週一回、旅客船である特定高速船においては一週間を超えない間隔で、旅客船以外の船舶である特定高速船においては一月を超えない間隔で、これら以外の船舶においては少なくとも毎月一回、海員に対する操練（膨脹式救命いか

だの振出し及び降下並びにその附属品の確認、救命艇の進水及び操船、救助艇操練、非常操舵操練、密閉区画における救助操練並びに損傷制御操練を除く。第六項において同じ。）を実施しなければならない。

（略）

④ ③
海員に対する操練のうち、救命艇の進水及び操船は搭載する全ての救命艇について少なくとも三月に一回（国内各港間のみを航海する船舶（特定高速船及び漁船を除く。）及び外洋大型漁船以外の漁船（以下この項及び第七項並びに第三条の九第二項第二号及び第三号において「国内航海船等」という。）においては、少なくとも一年に一回）、救助艇操練及び非常操舵操練は少なくとも三月に一回（国内航海船等の救助艇操練につては、少なくとも一年に一回）、損傷制御操練は少なくとも三月に一回、それぞれ実施しなければならない。

⑤ ⑧
（略）

だの振出し及び降下並びにその附属品の確認、救命艇の進水及び操船、救助艇操練、非常操舵操練並びに密閉区画における救助操練を除く。第六項において同じ。）を実施しなければならない。

（略）

④ ③
海員に対する操練のうち、救命艇の進水及び操船は搭載する全ての救命艇について少なくとも三月に一回（国内各港間のみを航海する船舶（特定高速船及び漁船を除く。）及び外洋大型漁船以外の漁船（以下この項及び第七項並びに第三条の九第二項第二号及び第三号において「国内航海船等」という。）においては、少なくとも一年に一回）、救助艇操練及び非常操舵操練は少なくとも三月に一回（国内航海船等の救助艇操練につては、少なくとも一年に一回）、それぞれ実施しなければならない。

⑤ ⑧
（略）

(船舶区画規程の一部改正)

第三条 船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改 正 後

(定義)

第二条 (略)

2 ～ 6 (略)
7 この省令において「隔壁甲板」とは、横置水密隔壁（以下「横置隔壁」という。）の上端及び外板に接する甲板をいう。

8 ～ 16 (略)
17 この省令において「喫水」とは、船の長さの中央におけるキール線から喫水線までの垂直距離をいう。

19 ～ 18 (略)
19 この省令において「旅客室」とは、手荷物室、貯蔵品庫及び食料品庫以外の旅客の居住又は使用に充てる場所をいう。

20 この省令において「船員等室」とは、手荷物室、貯蔵品庫及び食料品庫以外の船員等（旅客以外の乗船者をいう。）の居住又は使用に充てる場所をいう。

21 ～ 24 (略)

(船首隔壁等)

第二十八条 (略)

2 ～ 3 (略)
4 バウ・ドア又はランプを有する旅客船にあつては、前項の隔壁は、バウ・ドア又はランプが損傷した場合に当該バウ・ドア又はランプにより損傷を受けないように設けなければならない。

5 ～ 6 (略)

改 正 前

(定義)

第二条 (略)

2 ～ 6 (略)
7 この省令において「隔壁甲板」とは、横置水密隔壁（以下「横置隔壁」という。）の上端及び外板に接する甲板であり、かつ、船舶が損傷を受け、浸水した場合においても没水しない甲板であるものをいう。ただし、貨物船及びタンカーにあつては、乾舷甲板を隔壁甲板とすることができる。

8 ～ 16 (略)
17 この省令において「喫水」とは、区画についての船の長さの中央におけるキール線から喫水線までの垂直距離をいう。

19 ～ 18 (略)
19 この省令において「旅客室」とは、手荷物室、貯蔵品庫、食料品庫及び郵便物室以外の旅客の居住又は使用に充てる場所をいう。

20 この省令において「船員等室」とは、手荷物室、貯蔵品庫、食料品庫及び郵便物室以外の船員等（旅客以外の乗船者をいう。）の居住又是使用に充てる場所をいう。

21 ～ 24 (略)

(船首隔壁等)

第二十八条 (略)

2 ～ 3 (略)
4 バウ・ドアを有する旅客船にあつては、前項の隔壁は、バウ・ドアが損傷した場合にバウ・ドアにより損傷を受けないように設けなければならない。

5 ～ 6 (略)

(区画指数)

第四十条 旅客船は、次に掲げる要件に適合するような区画配置としなければならない。

一 第四項に定める到達区画指数が、次のイからニまでに掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める算式により算定した値以上であること。

イ 最大搭載人員が四百人未満の旅客船 $R=0.722$
　　この場合において、
　　Rは、要求区画指数

ロ 最大搭載人員が四百人以上一千三百五十人以下の旅客船

$$R = \frac{N}{7580} + 0.66923$$

ハ)の場合において、

Rは、要求区画指数

Nは、当該船舶の最大搭載人員

ハ 最大搭載人員が一千五百十人を超えて六千人以下の旅客船

$$R=0.0369 \times \ln(N+89.048) + 0.579$$

ハ)の場合において、

Rは、要求区画指数

Nは、当該船舶の最大搭載人員

二 最大搭載人員が六千人を超える旅客船

$$R=1 - \frac{852.5 + 0.03875N}{N+5000}$$

ハ)の場合において、

Rは、要求区画指数

Nは、当該船舶の最大搭載人員

一一 (略)

(区画指数)

第四十条 旅客船は、次に掲げる要件に適合するような区画配置としなければならない。

一 第四項に定める到達区画指数が、次の算式で定める値以上である。ハ)の場合は、

$$1 - \frac{5000}{Ls + 2.5Nt + 15225}$$

ハ)の場合において、

Ntは、Nに二を乗じた数にN1を加えた数。ただし、当該船舶の設備、航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、適當と認める程度に応じて、Ntの数を減じることができる。

N1は、当該船舶に備え付けているすべての救命艇の定員の和
N2は、当該船舶の最大搭載人員からN1を引いた数（ただし、当該数が○未満の場合は○とする。）

一一 (略)

(損傷範囲の想定)

第四十四条 想定する損傷の最小範囲は、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 最大搭載人員が四百人以上の旅客船
 - イ 縦方向の範囲 船の長さの百分の三又は三メートルのうちいずれか大きい長さ
 - ロ・ハ (略)

- 二 最大搭載人員が三十六人を超えて四百人未満の旅客船
 - イ 縦方向の範囲 船の長さの百分の一・五に次の算式で算定した値を加えた長さ又は三メートルのうちいずれか大きいもの

$$\frac{0.015Lf}{364} \text{ (メートル)}$$

この場合において、
Nは、当該船舶の最大搭載人員

ロ・ハ (略)

- 三 最大搭載人員が三十六人の旅客船
 - イ 縦方向の範囲 船の長さの百分の一・五又は三メートルのうちいずれか大きい長さ
 - ロ・ハ (略)

四 (略)
2・3 (略)

(隔壁を貫通する隔壁路とトンネル)

第五十五条 船員等室から機関室区域への交通のため若しくは管を通すため又はその他の目的のために横置隔壁を貫通して隔壁路又はトンネルを設けるときは、隔壁路又はトンネルは、水密とし、かつ、第七十

(損傷範囲の想定)

第四十四条 想定する損傷の最小範囲は、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 最大搭載人員が四百人以上の旅客船
 - イ 縦方向の範囲 区画についての船の長さの百分の三又は三メートルのうちいずれか大きい長さ
 - ロ・ハ (略)

- 二 最大搭載人員が三十六人を超えて四百人未満の旅客船
 - イ 縦方向の範囲 区画についての船の長さの百分の一・五に次の算式で算定した値を加えた長さ又は三メートルのうちいずれか大きいもの

$$\frac{0.015Ls}{364} \text{ (メートル)}$$

この場合において、
Nは、当該船舶の最大搭載人員

ロ・ハ (略)

- 三 最大搭載人員が三十六人の旅客船
 - イ 縦方向の範囲 区画についての船の長さの百分の一・五又は三メートルのうちいずれか大きい長さ
 - ロ・ハ (略)

四 (略)
2・3 (略)

(隔壁を貫通する隔壁路とトンネル)

第五十五条 船員等室からたき火場への交通のため若しくは管を通すため又はその他の目的のために横置隔壁を貫通して隔壁路又はトンネルを設けるときは、隔壁路又はトンネルは、水密とし、かつ、第七十三

三条の規定に適合する構造のものでなければならぬ。

2～5 (略)

第五十六条 削除

(空気管)

第五十六条 隔壁甲板を貫通する空気管の船樓内に設ける開口の高さは船舶の傾斜角を十五度又は損傷時の復原性の計算において仮定される平衡前の最大傾斜角とした場合の水線のうちいずれか高い方から一メートル以上でなければならない。

第五十九条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に適合する位置にある旅客室であつて管海官庁が差し支えないと認めるものの舷窓の内ぶたは取り外すことができるものとすることができる。
一 船首垂線から船の長さの八分の一の箇所より後方であること。

二 (略)
3・4 (略)

(ウェル)

第六十七条 排水の目的のため二重底に設けるウェルは、できる限り浅いものとし、かつ、その底面がキール線を通る水平面の上方〇・五メートル又はキール線を通る水平面から測つた内底板の垂直距離の二分の一のいずれか大きい方の値の位置よりも下方となるようにこれを設けてはならない。ただし、当該船舶の構造等を考慮して官海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

2 (略)

(水密隔壁の構造)

第六十九条 (略)

2 隔壁であつて、損傷時の復原性の計算において仮定される、船舶が

三条の規定に適合する構造のものでなければならない。

2～5 (略)

(空気管)

第五十九条 (略)

第五十九条 隔壁甲板を貫通する空気管の船樓内に設ける開口の高さは船舶の傾斜角を十五度又は損傷時の復原性の計算において仮定される平衡前の最大傾斜角とした場合の水線のうちいずれか高い方から一メートル以上でなければならない。

二 (略)
3・4 (略)

(ウェル)

第六十七条 排水の目的のため二重底に設けるウェルは、できる限り浅いものとし、かつ、その底面がキール線を通る水平面の上方〇・五メートルの位置よりも下方となるようにこれを設けてはならない。ただし、軸路の後端には、外板まで達する一個のウェルを設けることができる。

2 (略)

(水密隔壁の構造)

第六十九条 (略)

2 隔壁であつて、損傷時の復原性の計算において仮定される、船舶が

残存する状態で没水するものは、前項に定めるところによるほか、当該状態における最大の水高圧力に耐えることができるものでなければならぬ。

3 (略)

第一百二条の三 前条の規定にかかわらず、次に掲げる船舶にあっては、第三章の規定は、適用しない。

一・二 (略)

2 前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船を除く。）にあっては、第二章、第四章、第一百二条の十三から第一百二条の十三の七まで、第一百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

一・二 (略)

3 第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあっては、第二章、第一百二条の七の二から第一百二条の九の二まで、第四章、第一百二条の十三から第一百二条の十三の七まで、第一百二条の十五及び第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

一・二 (略)

2 前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあっては、第一百二条の四第一項で準用する第二十八条第一項及び第三項から第六項までの規定並びに第一百二条の四第二項、第一百二条の五、第一百二条の六、第一百二条の十の二及び第一百二条の十三から第一百二条の十三の七までの規定並びに第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

3 第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあっては、第一百二条の四第一項で準用する第二十八条第一項及び第三項から第六項までの規定並びに第一百二条の四第二項、第一百二条の五、第一百二条の六、第一百二条の七の二から第一百二条の九の二まで、第一百二条の十の二及び第一百二条の十三から第一百二条の十三の七までの規定並びに第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

(船首隔壁等)

第一百二条の四 第二十八条の規定は、貨物船の船首隔壁等について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第五項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

2 バウ・ドアを有する貨物船であつて前項で準用する第二十八条第三項の規定により設ける隔壁の全部又は一部が荷積ランプにより形成されるものについては、同項の規定にかかわらず、乾舷甲板の上方二・

(船首隔壁等)

第一百二条の四 第二十八条の規定は、貨物船の船首隔壁等について準用する。

残存する状態で没水するものは、前項に定めるところによるほか、当該状態における水高圧力に耐えることができるものでなければならぬ。

3 (略)

第一百二条の三 前条の規定にかかわらず、次に掲げる船舶にあっては、第一百二条の四で準用する第二十八条第二項及び第三章の規定は、適用しない。

三メートルの箇所より上方の部分は、同条第一項の船首隔壁を設けなければならない箇所の範囲より前方に設ける」とがでるべき。

(機関室隔壁)

第一百二条の五 第二十七条の規定は、貨物船に設ける機関室隔壁について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(船尾隔壁)

第一百二条の五の二 第二十八条の規定は、貨物船に設ける船尾隔壁について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(区画指数)

第一百二条の七 貨物船は、次に掲げる要件に適合するような区画配置としなければならない。

一 第二項で準用する第四十条第四項の到達区画指数が、区画についての船の長さ又は船の長さに応じ、次の算式で定める値以上であること。

イI 区画についての船の長さが100メートルを超える場合

$$R = 1 - \frac{128}{L_s + 152}$$

I)の場合において、

Rは、要求区画指数

ロI 船の長さが80メートル以上かつ区画についての船の長さが100メートル以下の場合

$$R = 1 - \frac{1}{1 + \frac{L_s R^0}{100 (1 - R^0)}}$$

三メートルの箇所より上方の部分は、同条第一項の船首隔壁を設けなければならない箇所の範囲より前方に設ける」とができる。

(機関室隔壁)

第一百二条の五 第二十七条の規定は、貨物船に設ける機関室隔壁について準用する。

(新設)

第一百二条の七 貨物船は、次に掲げる要件に適合するような区画配置としなければならない。

一 第二項で準用する第四十条第四項の到達区画指数が、区画についての船の長さに応じ、次の算式で定める値以上であること。

イI 区画についての船の長さが100メートルを超える場合

$$1 - \frac{128}{L_s + 152}$$

I)の場合において、

ロI 区画についての船の長さが80メートル以上100メートル以下の場合

$$1 - \frac{1}{1 + \frac{L_s R}{100 (1 - R)}}$$

この場合において、

Rは、要求区画指數

R_0 は、イの算式による値

2

二
(略)

(船首隔壁における開口)

第一百二条の十の二 第四十九条の規定は、貨物船の船首隔壁における開口について準用する。この場合において、同条第一項中「ねじこみ弁」とあるのは「ねじこみ弁又は管海官庁が適當と認める弁」と、「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(通則)

第一百二条の十三 第五十七条の規定は、貨物船の乾舷甲板下の外板に設ける開口について準用する。この場合において、同条第一項及び第四項から第六項までの規定中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(舷窓)

第一百二条の十三の二 第五十八条及び第五十九条の規定は、貨物船の舷窓について準用する。この場合において、第五十八条並びに第五十九条第一項 第二項第二号及び第四項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(排水孔等の数)

第一百二条の十三の三 第六十条の規定は、貨物船の排水孔等について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(排出管等)

この場合において、

Rは、イの算式による値

2

二
(略)

(船首隔壁における開口)

第一百二条の十の二 第四十九条の規定は、貨物船の船首隔壁における開口について準用する。

(通則)

第一百二条の十三 第五十七条の規定は、貨物船の隔壁甲板下の外板に設ける開口について準用する。

(舷窓)

第一百二条の十三の二 第五十八条及び第五十九条の規定は、貨物船の舷窓について準用する。

(排水孔等の数)

第一百二条の十三の三 第六十条の規定は、貨物船の排水孔等について準用する。

(排出管等)

第一百二条の十三の四 第六十一条及び第六十二条の規定は、貨物船の排水管等について準用する。この場合において、第六十一条中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(乾舷甲板下の舷門等)

第一百二条の十三の五 第六十三条の規定は、貨物船の乾舷甲板下の舷門等について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(外板を貫通する可動部)

第一百二条の十三の六 第六十三条の二の規定は、貨物船の外板を貫通する可動部について準用する。この場合において、同条第二項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(灰棄筒、ちり棄筒等)

第一百二条の十三の七 第六十四条の規定は、貨物船の灰棄筒、ちり棄筒等について準用する。この場合において、同条第二項中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(水密隔壁等の構造に関する規定の準用)

第一百二条の十七 第二編第七章の規定(第七十三条第二項の規定を除く。)は、貨物船の水密隔壁等の構造について準用する。この場合において、第二編第七章中「隔壁甲板」とあるのは「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(排水管)

第一百二条の二十一 第九十一条の規定は、貨物船の排水管について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは、「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

第一百二条の十三の四 第六十一条及び第六十二条の規定は、貨物船の排水管等について準用する。

(隔壁甲板下の舷門等)

第一百二条の十三の五 第六十三条の規定は、貨物船の隔壁甲板下の舷門等について準用する。

(外板を貫通する可動部)

第一百二条の十三の六 第六十三条の二の規定は、貨物船の外板を貫通する可動部について準用する。

(灰棄筒、ちり棄筒等)

第一百二条の十三の七 第六十四条の規定は、貨物船の灰棄筒、ちり棄筒等について準用する。

(水密隔壁等の構造に関する規定の準用)

第一百二条の十七 第二編第七章の規定(第七十三条第二項の規定について準用する。)は、貨物船の水密隔壁等の構造について準用する。

第一百二条の二十一 第九十一条の規定は、貨物船の排水管について準用する。この場合において、同条中「隔壁甲板」とあるのは、「乾舷甲板」と読み替えるものとする。

(損傷時の復原性)

第一百四条 タンカー（総トン数百五十トン未満の船舶を除く。以下この章において同じ。）は、損傷を受け、横置隔壁及び外板で囲まれた部分（以下「区画室」という。）に浸水した場合及び平衡措置をとつた場合における最終の状態が、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、船の長さが一〇〇メートル以下のタンカーについては、管海官庁が適当と認めるものとすることができる。

一 (略)

二 非対称に浸水した場合には、傾斜角は、二五度（乾舷甲板縁が没水しない場合は三〇度）を超えないこと。

三 (略)

2・3 (略)

(準用規定)

第一百十二条 第三編第二章、第四章及び第五章並びに第三編第七章から第九章までの規定は、総トン数五百トン以上のタンカー（推進機関及び帆装を有しない船舶を除く。）について準用する。ただし、船の長さが八〇メートル未満のタンカーについては、第一百二条の十四の規定は、準用しない。

(損傷時の復原性)

第一百四条 タンカー（総トン数百五十トン未満の船舶を除く。以下この章において同じ。）は、損傷を受け、横置隔壁及び外板で囲まれた部分（以下「区画室」という。）に浸水した場合及び平衡措置をとつた場合における最終の状態が、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、船の長さが一〇〇メートル以下のタンカーについては、管海官庁が適当と認めるものとすることができる。

一 (略)

二 非対称に浸水した場合には、傾斜角は、二五度（隔壁甲板縁が没水しない場合は三〇度）を超えないこと。

三 (略)

2・3 (略)

(準用規定)

第一百十二条 第三編第二章（第一百二条の四第一項で準用する第二十八条第二項に係る部分を除く。）、第四章及び第五章並びに第三編第七章から第九章までの規定は、総トン数五百トン以上のタンカー（推進機関及び帆装を有しない船舶を除く。）について準用する。ただし、船の長さが八〇メートル未満のタンカーについては、第一百二条の十、第一百二条の十一から第一百二条の十二の二まで、第一百二条の十四及び第一百二条の十五の規定は、準用しない。

(船舶安全法施行規則の一部改正)

第四条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後

(設備の二重化)

第六十条の六 前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 A4水域を航行する船舶

区 分	予 備 の 無 線 設 備
(略)	(略)
(略)	(略)
一 (略)	
二 短期間のみA4水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備(VHF無線設備を除く。)については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信(以下「インマルサット等直接印刷電信」という。)に代えることができる。	
三 短期間のみA4水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備(VHF無線設備を除く。)については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等直接印刷電信又はインマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の無線電話(以下	

改正前

(設備の二重化)

第六十条の六 前条の設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一 A4水域を航行する船舶

区 分	予 備 の 無 線 設 備
(略)	(略)
(略)	(略)
一 (略)	
二 短期間のみA4水域を航行する国際航海旅客船等に備えるべき予備の無線設備(VHF無線設備を除く。)については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサットその他の管海官庁が適当と認める海上移動衛星業務の直接印刷電信(以下「インマルサット等直接印刷電信」という。)に代えることができる。	
三 短期間のみA4水域を航行する国際航海旅客船等以外の船舶に備えるべき予備の無線設備(VHF無線設備を除く。)については、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、インマルサット等直接印刷電信又はインマルサット無線電話に代えることができる。	

「インマルサット等無線電話」という。に代えることがで
きる。

二 A3水域、A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行す
る船舶（A2水域又はA1水域のみ（湖川を含む。）を航行するも
のを除く。）

区分	予備の無線設備	国際航海旅客船等
すべての船舶	予備の無線設備	国際航海旅客船等以外の船舶
(1) (1)から(5)までのいずれかの無線設備 ・ (2) (略)	イ ・ インマルサット等直接印刷電信 インマルサット等無線電話 (略)	イ (1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (略) イ (1)から(4)までのいずれかの無線電信 (略) イ (1)から(4)までのいずれかの無線電信等 インマルサット等直接印刷電信 インマルサット等無線電話 (略)
すべての船舶	予備の無線設備	国際航海旅客船等以外の船舶

区分	予備の無線設備	国際航海旅客船等
すべての船舶	予備の無線設備	国際航海旅客船等以外の船舶
(1) (1)から(5)までのいずれかの無線設備 ・ (2) (略)	イ ・ インマルサット直接印刷電信 インマルサット無線電話 (略)	イ (1)又は(2)のいずれかの無線電信等 (略) イ (1)から(4)までのいずれかの無線電信 (略) イ (1)から(4)までのいずれかの無線電信等 インマルサット直接印刷電信 インマルサット無線電話 (略)
すべての船舶	予備の無線設備	国際航海旅客船等以外の船舶

インマルサット等直接印刷電信
インマルサット等無線電話

(5) (4) (3)
(略)

口
(略)

備考

一 国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット等無線電話を除く。）又はMF無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うものに限る。）を備えることができる。

2 四
(略)

二
(略)
イ・ロ
(略)

インマルサット直接印刷電信
インマルサット無線電話

(5) (4) (3)
(略)

口
(略)

備考

一 国際航海旅客船等以外の船舶であつて次に掲げるものにあつては、イに掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の一般通信用無線電信等をいう。以下同じ。）（インマルサット等直接印刷電信及びインマルサット無線電話を除く。）又はMF無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うものに限る。）を備えることができる。

2 四
(略)

二
(略)
イ・ロ
(略)

（船舶消防設備規則の一部改正）

第五条 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

(定義)

第一条の二 (略)

2・3 この省令において「主垂直区域」、「主水平区域」、「主垂直区域隔壁」、「居住区域」、「業務区域」、「貨物区域」、「ロールオン・ロールオフ貨物区域」、「車両区域」、「特定機関区域」、「燃料油装置」、「機関区域」、「制御場所」又は「回転翼航空機甲板」とは、それぞれ船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)第二条の主垂直区域、主水平区域、主垂直区域隔壁、居住区域、業務区域、貨物区域、ロールオン・ロールオフ貨物区域、車両区域、特定機関区域、燃料油装置、機関区域、燃料油装置、機関区域、制御場所又は回転翼航空機甲板をいう。

5 (略)

(消防設備の要件)

第五条 次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。

一八 (略)

九 固定式回転翼航空機甲板泡消火装置
十十七 (略)

改正前

(定義)

第一条の二 (略)

4 この省令において「主垂直区域」、「主水平区域」、「主垂直区域隔壁」、「居住区域」、「業務区域」、「貨物区域」、「ロールオン・ロールオフ貨物区域」、「車両区域」、「特定機関区域」、「燃料油装置」、「機関区域」又は「制御場所」とは、それぞれ船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)第二条の主垂直区域、主水平区域、主垂直区域隔壁、居住区域、業務区域、貨物区域、ロールオン・ロールオフ貨物区域、車両区域、特定機関区域、燃料油装置、機関区域又は制御場所をいう。

5 (略)

(消防設備の要件)

第五条 次に掲げる消防設備は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。

一八 (略)

九 (新設)
十六 (略)

(貨物区域における消防設備)

第四十三条 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数千トン以上的第一種船及び第二種船には、貨物区域(ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く。次項において同じ。)に、固定式鎮火性ガス消火装置又は固定式高膨脹泡消火装置を備え付けなければならない。

(貨物区域における消防設備)

第四十三条 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数千トン以上的第一種船及び第二種船には、貨物区域(ロールオン・ロールオフ貨物区域等を除く。次項において同じ。)には、固定式鎮火性ガス消火装置又は固定式高膨脹泡消火装置を備え付けなければならない。

(回転翼航空機甲板における消防設備)

第四十三条の三 第一種船及び第二種船には、回転翼航空機甲板に、固定式回転翼航空機甲板泡消火装置及び管海官庁が適当と認める消防設備を備え付けなければならない。

(新設)

(回転翼航空機着船区域における消防設備)

第四十三条の四 第一種船及び第二種船には、回転翼航空機着船区域（船舶設備規程第二百二十二条の八第一項の回転翼航空機着船区域をいう。）に、二個以上の持運び式泡放射器（その能力等について告示で定める要件に適合するものに限る。）又は管海官庁が適当と認める消防設備を備え付けなければならない。

(新設)

(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)

第四十七条 (略)

2 ～ 4 (略)

第五|| 第四十三条の三の規定により固定式回転翼航空機甲板泡消火装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 制御装置は、泡を放出する場所における火災の際に容易に近づくことができ、かつ、操作することができる位置に配置すること。
- 二 モニターから泡を放出する場所の最遠端までの距離は、無風状態における放出距離の七十五パーーセント以下であること。
- 三 当該装置の高さは、管海官庁が適当と認めるものであること。

(固定式鎮火性ガス消火装置等の備付方法)

第四十七条 (略)

2 ～ 4 (略)

(新設)

第五|| 第四十三条の三の規定により固定式回転翼航空機甲板泡消火装置を備え付ける場合には、次に掲げる基準によらなければならない。

- 一 制御装置は、泡を放出する場所における火災の際に容易に近づくことができ、かつ、操作することができる位置に配置すること。
- 二 モニターから泡を放出する場所の最遠端までの距離は、無風状態における放出距離の七十五パーーセント以下であること。
- 三 当該装置の高さは、管海官庁が適当と認めるものであること。

(準用規定)

第六十四条 第四十三条の二第四項、第四十三条の三、第四十三条の四、第四十五条の二第一項及び第二項、第四十六条並びに第四十八条第六項の規定は、第三種船及び第四種船において準用する。この場合において、第四十六条第二項中「第四十おいて、第四十六条第二項中「第四十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第六十四条第三項において準

(準用規定)

第六十四条 第四十三条の二第四項、第四十五条の二第一項及び第二項、第四十六条及び第四十八条第六項の規定は、第三種船及び第四種船について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「第四十おいて、第四十六条第二項中「第四十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第六十四条第三項において準

のは、「第六十四条第三項において準用する第四十四条第五項及び第六十四条第五項において準用する第四十四条第六項」と、第四十六条第三項中「第四十五条第四項」とある第三項中「第四十五条第四項」とあるのは、「六十条第二項において準用する第四十五条第四項」と読み替えるものとする。

25 (略)

6 第四十七条の規定は、第五十七条第一項、第五十七条の二、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第三項、第六十一条、第一項において準用する第四十三条の三、第四十五条の二第一項若しくは第二項若しくは第四十六条又は第三項において準用する第四十三条の二第二項の規定により定式高膨脹泡消火装置、固定式加圧水噴霧装置又は固定式回転翼航空機甲板泡消火装置を備え付ける場合について準用する。

7 (略)

用する第四十四条第五項及び第六十四条第五項において準用する第四十四条第六項」と、第四十六条第三項中「第四十五条第四項」とあるのは、「六十条第二項において準用する第四十五条第四項」と読み替えるものとする。

25 (略)

6 第四十七条の規定は、第五十七条第一項、第五十七条の二、第五十九条第一項、第六十条第一項若しくは第三項、第六十一条、第一項において準用する第四十五条の二第一項若しくは第二項若しくは第四十六条又は第三項において準用する第四十三条の二第二項の規定により固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置を備え付ける場合について準用する。

7 (略)

(海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正)

第六条 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



船 出 緩	船 出 滞																
第1号様式（第2条関係） PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE (略)	第1号様式（第2条関係） PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE (略)																
旅客船の安全のための設備の記録（様式P） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P) (略)	旅客船の安全のための設備の記録（様式P） RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P) (略)																
3 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES	3 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目 Item</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">実際の措置 Actual provision</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1~1. 3. 4 (略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1~1. 3. 4 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1. 4 認定された移動衛星業務船舶地球局 <u>Recognized mobile satellite service ship earth station</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1. 4 インマラット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2~6. 2 (略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2~6. 2 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目 Item	実際の措置 Actual provision	1~1. 3. 4 (略)	1~1. 3. 4 (略)	1. 4 認定された移動衛星業務船舶地球局 <u>Recognized mobile satellite service ship earth station</u>	1. 4 インマラット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u>	2~6. 2 (略)	2~6. 2 (略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">項 目 Item</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">実際の措置 Actual provision</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1~1. 3. 4 (略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1~1. 3. 4 (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1. 4 インマラット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u></td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">1. 4 インマラット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2~6. 2 (略)</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">2~6. 2 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	項 目 Item	実際の措置 Actual provision	1~1. 3. 4 (略)	1~1. 3. 4 (略)	1. 4 インマラット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u>	1. 4 インマラット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u>	2~6. 2 (略)	2~6. 2 (略)
項 目 Item	実際の措置 Actual provision																
1~1. 3. 4 (略)	1~1. 3. 4 (略)																
1. 4 認定された移動衛星業務船舶地球局 <u>Recognized mobile satellite service ship earth station</u>	1. 4 インマラット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u>																
2~6. 2 (略)	2~6. 2 (略)																
項 目 Item	実際の措置 Actual provision																
1~1. 3. 4 (略)	1~1. 3. 4 (略)																
1. 4 インマラット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u>	1. 4 インマラット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u>																
2~6. 2 (略)	2~6. 2 (略)																

(略)

5 航海設備の詳細
DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1～2.4 (略) 3.1 衛星航法装置、無線航法装置又はマルチシステム Receiver for a global navigation satellite system/terrestrial radionavigation system/multi-system shipborne radionavigation receiver	-----
3.2～15 (略)	-----

(略)

第1号の2様式（第2条関係）

番号 第
Certificate No. -----

(略)

第1号の2様式（第2条関係）

番号 第
Certificate No. -----

号

原子力旅客船安全証書
NUCLEAR PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE

原子力旅客船安全証書
NUCLEAR PASSENGER SHIP SAFETY CERTIFICATE

(略)

(略)

5 航海設備の詳細
DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1～2.4 (略) 3.1 衛星航法装置又は無線航法装置 Receiver for a global navigation satellite system/terrestrial radionavigation system	-----
3.2～15 (略)	-----

旅客船の安全のための設備の記録 (様式P)
RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P)

旅客船の安全のための設備の記録 (様式P)
RECORD OF EQUIPMENT FOR PASSENGER SHIP SAFETY (FORM P)

(略)

(略)

3 無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1~1. 3. 4 (略)	
1. 4 認定された移動衛星業務船舶地球局 <u>Recognized mobile satellite service ship earth station</u>	
2~6. 2 (略)	

(略)

5 航海設備の詳細
DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1. 1~2. 4 (略)	
3. 1 衛星航法装置、無線航法装置又はマルチシステム船上無線航法受信機 <u>Receiver for a global navigation satellite system/terrestrial radionavigation system</u>	
1. 1~2. 4 (略)	
3. 1 衛星航法装置又は無線航法装置 <u>Receiver for a global navigation satellite system/terrestrial radionavigation system</u>	

<u>radionavigation system/multi-system</u>	
<u>shipborne radionavigation receiver</u>	
3. 2～15 (略)	3. 2～15 (略)

(略)

第3号様式 (第2条関係)

番号 第
Certificate No. -----
号

貨物船安全設備証書

CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

(略)

貨物船の安全のための設備の記録 (様式E)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM E)

(略)

第3号様式 (第2条関係)

番号 第
Certificate No. -----
号

貨物船安全設備証書

CARGO SHIP SAFETY EQUIPMENT CERTIFICATE

(略)

3 航海設備の詳細
DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1. 1～2. 4 (略)	1. 1～2. 4 (略)
3. 1 衛星航法装置、無線航法装置又はマルチシステム船上無線航法受信機	3. 1 衛星航法装置又は無線航法装置 Receiver for a global navigation

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1. 1～2. 4 (略)	1. 1～2. 4 (略)
3. 1 衛星航法装置、無線航法装置又はマルチシステム船上無線航法受信機	3. 1 衛星航法装置又は無線航法装置 Receiver for a global navigation

Receiver for a global navigation
satellite system/terrestrial
radiionavigation system/multi-system
shipborne radiionavigation receiver

3. 2~15 (略)

satellite system/terrestrial
radiionavigation system

3. 2~15 (略)

(略)

第4号様式 (第2条関係)

番号 第 号

Certificate No. -----

貨物船安全無線証書

CARGO SHIP SAFETY RADIO CERTIFICATE

(略)

貨物船の安全のための無線設備の記録 (様式R)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY RADIO (FORM R)

(略)

貨物船の安全のための無線設備の記録 (様式R)
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY RADIO (FORM R)

(略)

2 無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1~1. 3. 4 (略)	

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1~1. 3. 4 (略)	

1.4 認定された移動衛星業務船舶地球局 <u>Recognized mobile satellite service</u> Ship earth station	2~6.2 (略)
--	-----------

(略)

第5号様式（第2条関係）

番号 第
Certificate No. -----

貨物船安全証書

CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

(略)

貨物船の安全のための設備の記録（様式C）

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM C)

(略)

貨物船の安全のための設備の記録（様式C）

RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHIP SAFETY (FORM C)

1.4 インマルサット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u>	2~6.2 (略)
--	-----------

(略)

第5号様式（第2条関係）

番号 第
Certificate No. -----

貨物船安全証書

CARGO SHIP SAFETY CERTIFICATE

3 無線設備の詳細
DETAILS OF RADIO FACILITIES

項目 Item	実際の措置 Actual provision	項目 Item	実際の措置 Actual provision
1~1.3.4 (略)	1~1.3.4 (略)	1.4 認定された移動衛星業務船舶地球局	1.4 インマルサット船舶地球局

<u>Recognized mobile satellite service</u>	<u>INMARSAT ship earth station</u>
2~6. 2 (略)	-----

(略)

5 航海設備の詳細
DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1~2.4 (略)	-----
3.1 衛星航法装置、無線航法装置又はマルチシステム船上無線航法受信機 <u>Receiver for a global navigation satellite system/terrestrial radionavigation system/multi-system shipborne radionavigation receiver</u>	1.1~2.4 (略) 3.1 衛星航法装置又は無線航法装置 <u>Receiver for a global navigation satellite system/terrestrial radionavigation system</u>
3.2~15 (略)	-----

(略)

5 航海設備の詳細
DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1.1~2.4 (略)	-----
3.2~15 (略)	-----

(略)

第5号の2の2様式 (第2条関係)

番号 第 号
Certificate No. -----

第5号の2の2様式 (第2条関係)

番号 第 号
Certificate No. -----

国際液化ガスばら積船適合証書
INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK

(略)

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :

1~5 (略)

6 上記の規約の第2.2.5項により要求される承認された積付資料及び復原性資料がこの船舶に備えられていること。
That the loading and stability information booklet required by paragraph 2.2.5 of the Code has been supplied to the ship in an approved form.

7 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship shall be loaded:

.1 (略)

.2 上記の規約の第2.2.6項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2.2.7項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。

where a dispensation permitted by paragraph 2.2.7 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.6 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

i 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料に示される積載条件、

(略)

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :

1~5 (略)

(新設)

6 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship shall be loaded:

.1 (略)

.2 上記の規約の第2.2.6項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2.2.7項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。

where a dispensation permitted by paragraph 2.2.7 of the Code applies and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.6 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

i 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料に示される積載条件、

in accordance with the loading conditions provided in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above; or

. ii

(略)

上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies with in an approved range of conditions defined in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above; or

. iv

上記6の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件又は
in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above;

. 3 (略)

(略)

第5号の3様式（第2条関係）

番号 第
Certificate No.

. 3 (略)

(略)

第5号の3様式（第2条関係）

番号 第
Certificate No.

れる積載条件、
in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated
..... and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration; or

. ii

(略)

上記iの承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies with in an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in i above; or

. iv

上記iの承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件
in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in i above;

国際液体化学薬品ばら積船適合証書
INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF DANGEROUS CHEMICALS IN BULK

国際液体化学薬品ばら積船適合証書
INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF DANGEROUS CHEMICALS IN BULK

(略)

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1~5 (略)

6 上記の規約の第2. 2. 5項により要求される承認された積付資料及び復原性資料がこの船舶に備えられていること。
That the loading and stability manuals required by paragraph 2. 2. 5 of the Code have been supplied to the ship in an approved form.

7 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

1 (略)

. 2 上記の規約の第2. 2. 6項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2. 2. 7項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。

where a waiver permitted by paragraph 2. 2. 7 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2. 2. 6 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

(i) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料に示される積載条件、

(略)

この証書は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY :

1~5 (略)

(新設)

6 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

1 (略)

. 2 上記の規約の第2. 2. 6項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2. 2. 7項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。

where a waiver permitted by paragraph 2. 2. 7 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2. 2. 6 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

(i) 印章が付され、日付……………が記入され、かつ、日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示さ

in accordance with the loading conditions provided in
the approved loading and stability information booklet
referred to in 6 above; or

(ii) (略)

(iii) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies with in an approved range of conditions defined in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above; or

(iv) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件

in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above;

.3 (略)

(略)

第6号の2様式 (第2条関係)

番号 第
Certificate No.

第6号の2様式 (第2条関係)

番号 第
Certificate No.

高速船安全証書
HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

高速船安全証書
HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

れる積載条件、
in accordance with the loading conditions provided in
the approved loading manual, stamped and dated
..... and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the

Administration; or

(略)

(略)

(iii) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は
in accordance with a loading condition which lies with in an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above; or

(iv) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件

in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above;

.3 (略)

(略)

第6号の2様式 (第2条関係)

番号 第
Certificate No.

(略)

高速船安全証書の設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

(略)

4 無線設備の詳細

Details of radio facilities

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1~1.3.4 (略) 1.4 認定された移動衛星業務船舶地球局 <u>Recognized mobile satellite service ship earth station</u>	1~1.3.4 (略) 1.4 インマルサット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u>
2~6 (略)	2~6 (略)

(略)

高速船安全証書の設備の記録

RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED CRAFT SAFETY CERTIFICATE

(略)

4 無線設備の詳細

Details of radio facilities

項目 Item	実際の措置 Actual provision
1~1.3.4 (略) 1.4 認定された移動衛星業務船舶地球局 <u>Recognized mobile satellite service ship earth station</u>	1~1.3.4 (略) 1.4 インマルサット船舶地球局 <u>INMARSAT ship earth station</u>
2~6 (略)	2~6 (略)

（船舶防火構造規則の一部改正）

第七条 船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改 正 後

改 正 前

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇二十三 (略)

二十四 回転翼航空機甲板 回転翼航空機が着船することのできる区域（回転翼航空機着船区域（船舶設備規程（昭和九年遞信省令第六号）第一百二十二条の八第一項の回転翼航空機着船区域をいう。）を除く。）が設けられた甲板をいう。

(窓)

第十五條 (略)

2 救命艇又は救命いかだの積付場所及び乗艇場所、招集場所並びに脱出経路を形成する暴露部の階段及び開放された甲板に面する窓並びに救命艇、救命いかだ又は降下式乗込装置の乗艇場所の下方にある窓（旅客定員が三六人以下の船舶につては、救命艇、救命いかだ又は降下式乗込装置の積付場所及び乗艇場所に面する窓並びに救命艇、救命いかだ又は降下式乗込装置の乗艇場所の下方にある窓）であつて、火灾の際に当該窓が破損した場合に救命艇又は救命いかだの進水又はこれらへの乗艇を妨げる位置にあるものは、その耐火性等について告示で定める要件に適合するものでなければならない。

(回転翼航空機甲板の防火措置)

第五十二条 回転翼航空機甲板は、鋼又は鋼と同等の材料で造られたものでなければならない。
2 甲板室又は船楼の頂部に設ける回転翼航空機甲板は、耐火性について告示で定める仕切りでなければならない。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〇二十三 (新設)

第十五條 (略)

2 救命艇又は救命いかだの積付場所及び乗艇場所、招集場所並びに脱出経路を形成する暴露部の階段及び開放された甲板に面する窓並びに救命艇、救命いかだ又は降下式乗込装置の乗艇場所の下方にある窓であつて、火灾の際に当該窓が破損した場合に救命艇又は救命いかだの進水又はこれらへの乗艇を妨げる位置にあるものは、その耐火性等について告示で定める要件に適合するものでなければならない。

第五十二条及び第五十三条 削除

3 回転翼航空機甲板に回転翼航空機の給油又は格納のための設備を有する船舶には、当該甲板に、管海官庁が適当と認める防火措置を講じなければならない。

第五十三条 削除

(新設)

（船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正）

第八条 船舶設備規程等の一部を改正する省令（昭和六十一年運輸省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



	密 出 游	密 出 游
	別記様式1 (附則第7条関係)	別記様式1 (附則第7条関係)
	番号 第 Certificate No. -----	番号 第 Certificate No. -----
	号 -----	号 -----
	液化ガスばら積船適合証書 CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK	液化ガスばら積船適合証書 CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK
	(略)	(略)
	この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY :	この証書は、次のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY :
1~5	(略)	(略)
	6 上記の規約の第2. 2. 3項により要求される承認された積付資料及び 復原性資料がこの船舶に備えられていること。 That the loading and stability information booklet required b y paragraph 2. 2. 3 of the Code has been supplied to the ship i n an approved form	(新設) 6 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。 That the ship shall be loaded:
	7 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。 That the ship shall be loaded:	7 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。 That the ship shall be loaded:
. 1	(略)	. 1 (略)

.2 上記の規約の第2. 2. 4項により要求される承認された復原性計算

機の備付けが、同規約第2. 2. 5項により免除している船舶は、次の一つ又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。

where a waiver permitted by paragraph 2.2.5 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.4 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

(i) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料に示される積載

条件、
in accordance with the loading conditions provided in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above; or

(ii) (略)

(iii) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は

in accordance with a loading condition which lies with in an approved range of conditions defined in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above; or

(iv) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件

in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above;

.2 上記の規約の第2. 2. 4項により要求される承認された復原性計算

機の備付けが、同規約第2. 2. 5項により免除されている船舶は、次の一つ又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。

where a waiver permitted by paragraph 2.2.5 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2.2.4 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

(i) 印章が付され、日付が記入され、かつ、且

本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示さ

れる積載条件、
in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated
..... and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration; or

(ii) (略)

(iii) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認され

た条件の範囲内の積載条件又は
in accordance with a loading condition which lies with in an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above; or

(iv) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認され
た許容KG/GM値を用いて検証された積載条件
in accordance with a loading condition verified using
approved critical KG/GM data defined in the approved loading manual referred to in (i) above;

.3 (略)
(略)

別記様式2 (附則第7条関係)

番号 第
Certificate No

号

液体化学薬品(ばら積船適合証書

CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE
OF DANGEROUS CHEMICALS IN BULK

(略)

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :

1~5 (略)

6 上記の規約の第2. 2. 1項により要求される承認された積付資料

及び復原性資料がこの船舶に備えられていること。

That the loading and stability manuals required by paragraph
2. 2. 1 of the Code has been supplied to the ship in an appro-
ved form

7 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

1 (略)

.3 (略)
(略)

別記様式2 (附則第7条関係)

番号 第
Certificate No

号

液体化学薬品(ばら積船適合証書

CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE CARRIAGE
OF DANGEROUS CHEMICALS IN BULK

(略)

この証書は、次のことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY :

1~5 (略)

(新設)

6 この船舶は、次の事項に従つて積載しなければならないこと。
That the ship must be loaded:

1 (略)

.2 上記の規約の第2. 2. 1. 2項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2. 2. 1. 3項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。

where a waiver permitted by paragraph 2. 2. 1. 3 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2. 2. 1. 2 of the Code is not fitted, loading should be made in accordance with one or more of the following approved methods:

(i) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料に示される積載条件、
in accordance with the loading conditions provided in the approved loading and stability information booklet referred to in 6 above; or

(ii) (略)

(iii) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は
in accordance with a loading condition which lies with in an approved range of conditions defined in the approved loading and stability manuals referred to in 6 above; or

(iv) 上記6の承認済みの積付資料及び復原性資料において明記され、承認された許容KG/GM値を用いて検証された積載条件 in accordance with a loading condition verified using approved critical KG/GM data defined in the approved loading and stability manuals referred to in 6 above;

.2 上記の規約の第2. 2. 1. 2項により要求される承認された復原性計算機の備付けが、同規約第2. 2. 1. 3項により免除されている船舶は、次の一又は複数の承認された方法に従つて積載しなければならない。

where a waiver permitted by paragraph 2. 2. 1. 3 of the Code is granted and the approved stability instrument required by paragraph 2. 2. 1. 2 of the Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of the following approved methods:

(i) 印章が付され、日付が記入され、かつ、日本国政府の職員により署名された承認済みの積付資料に示される積載条件、
in accordance with the loading conditions provided in the approved loading manual, stamped and dated
..... and signed by a responsible officer of the Administration, or of an organization recognized by the Administration; or

(ii) (略)

(iii) 上記(i)の承認済みの積付資料において明記され、承認された条件の範囲内の積載条件又は
in accordance with a loading condition which lies with in an approved range of conditions defined in the approved loading manual referred to in (i) above; or

.3
(略)

.3
(略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、令和二年七月一日前に建造に着手されたもの）であつて令和六年一月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、第三条の規定による改正後の船舶区画規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 前項の船舶であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

3 平成二十六年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶区画規程第三十九条の二に規定する旅客船については、令和七年一月一日以後最初に行われる定期検査の時期以後は、船舶区画規程等の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第百三号）附則第二条第一項の規定は、適用しない。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、

第五条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることがで
きる。

2 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は
前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

(海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書及び高速船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書及び高速船安全証書とみなす。

(船舶防火構造規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 現存船については、第七条の規定による改正後の船舶防火構造規則第十五条第二項及び第五十二条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は

、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第八条の規定による改正前の船舶設備規程等の一部を改正する省令の規定により交付を受けている液化ガスばら積船適合証書及び液体化学薬品ばら積船適合証書は、同条の規定による改正後の船舶設備規程等の一部を改正する省令の規定により交付された液化ガスばら積船適合証書及び液体化学薬品ばら積船適合証書とみなす。